

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業						予算事業名		母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要項			
				03	02	03	2101	経常経費					
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・											
		①生活保障の充実											
事業期間		継続（昭和55年度～ 年度）						担当課係等		子ども福祉課 子育て支援係			
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
ひとり親家庭の母又は父の資格取得を促進し生活の安定を図る。								平成25年度からは父子家庭の父も対象となった。平成28年度からは，国の要綱改正にない，養成機関の修業期間を2年以上から1年以上に緩和。支給期間上限を2年から3年に延長。更に令和元年度から支給期間上限を3年から4年に拡大した。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
・高等職業訓練促進給付金等を支給する。 職業訓練促進給付金（修学期間最後の1年間は40,000円／月加算） 非課税世帯 100,000円／月 ×12月 課税世帯 70,500円／月 ×12月 修了支援給付金（修了時一回限り） 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円								母子家庭の母，父子家庭の父					
								【事業をとりまく環境の変化】 看護師の資格取得の修業期間は3年であるが，これまで国・県に準じて市でも支給期間を2年としていたため，看護師資格取得を目指す受給者からの期間の延長の要望があった。平成28年度から延長して支給，さらに平成30年度からは，准看護師資格取得後引き続き看護師資格取得のために修業する者が通算3年間受給できることになり，受給者が安心して資格取得を目指すことができるようになると思われる。					
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
高等職業訓練促進給付金等の支給申請を受け 理・審査後，支給決定し，毎月請求書を求 め，月ごとに支給する。 通年で，事業の広報周知を行う。				高等職業訓練促進給付金等の支給申請を受け 理・審査後，支給決定し，毎月請求書を求 め，月ごとに支給する。 通年で，事業の広報周知を行う。				高等職業訓練促進給付金等の支給申請を受け 理・審査後，支給決定し，毎月請求書を求 め，月ごとに支給する。 通年で，事業の広報周知を行う。					
■事業費													
				R01年度		R02年度							
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金			3,845		5,910							
	県 支 出 金			0		0							
	地 方 債			0		0							
	そ の 他			0		0							
	一 般 財 源			1,282		1,971							
歳 入 計（千 円）				5,127		7,881							
歳 出 内 訳	節（番 号 ＋ 名 称）			金額（千円）		金額（千円）							
	19 扶助費			5,127		7,881							
歳 出 計（千 円）（A）				5,127		7,881							
伸 び 率（％）						53.71							
備 考	総合計画 67ページ 予算書 89ページ												

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給者数	人	目標	5.00	3.00	3.00
			実績	4.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	資格取得し就職した人数	人	目標	2.00	1.00	2.00
			実績	2.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	就労に有利な資格を取得することにより、経済的自立を図ることができる。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国及び県要項等に基づき実施している。
	手段の妥当性	A 妥当である	国及び県要項等に基づき実施している。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	国及び県要項等に基づき実施している。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	国及び県要項等に基づき実施している。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	国及び県要項等に基づき実施している。
進捗度	事業の進捗	B どちらとも言えない	国及び県要項等に基づき実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
受給者の資格取得・就職率は高いが、資格取得までの期間も長いので、例年申請者が減少している。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
制度の周知の機会を広報や相談業務の中で増やしていく。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容	国の制度変更等に随時対応しながら適正な執行に努める。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入）	上記評価のとおり。